

神崎町空家等対策計画策定業務委託プロポーザル審査要領

1. 審査対象者

審査の対象となる者は、プロポーザル参加資格を認められた者のうち指定期日までに企画提案書等の提出をした者に限る。なお、企画提案書等を提出した者が1者の場合でも審査は実施する。

2. 審査方法

審査は企画提案書等により神崎町空家等対策計画策定事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

ただし、提出された企画提案書等において神崎町空家等対策計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領 18. 失格事項に該当する場合又は副本に企業名が特定される記載がある場合は審査を行わず失格とする。

3. 審査項目及び評点

プロポーザルにおける審査項目及び点数等は別紙「神崎町空家等対策計画策定業務企画提案書等評価基準」（以下「評価基準」という。）によるものとする。

4. プレゼンテーションの実施

プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施については以下のとおりとする。

①実施日程

実施日程等は令和7年6月30日（月）までに通知する。

②実施時間

プレゼンテーションの時間は20分以内、質疑応答の時間は20分以内とする。

③実施会場

プレゼンテーションは、神崎町役場において行うものとする。

④実施方法

プレゼンテーションは、原則として対面形式とする。

⑤入室人数（対面式の場合）

プレゼンテーション会場への入室は3名以内（機器操作者を含む）とする。

⑥プレゼンテーション時の設備

プレゼンテーション実施会場には長机、椅子、電源、延長コードのみが備えられているため、その他必要な物（パソコン、プロジェクター等）があれば提案者自身で準備すること。

⑦禁止事項

ア プレゼンテーション時の配布資料については、企画提案書等を活用するものとし、追加の資料配布は禁ずる（プレゼンテーションで使用する資料については、企画提案書等に盛り込んでおくこと）。

イ プレゼンテーション時には、企業名が特定できるものの使用や発言を禁ずる。

⑧その他

地震、台風等の災害や伝染病等の不測の事態が発生した場合は、プレゼンテーションの実施日程等が変更となる場合がある。その場合は、参加申込者に別途通知する。

5. 受託候補者の選定方法

(1) 選定基準

点数の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、「具体的な施策提案」、「実施体制」、「業務実績」、「受託希望金額」の順に評価点に差がついたものを受託候補者として選定する。

(2) 選定方法

- ①神崎町空家等対策計画策定業務委託プロポーザル審査委員会委員が、評価基準に基づいて採点を行う。
- ②審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。